

近畿大学体育会陸上競技部 部則

平成31年4月2日制定

令和元年6月15日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本部は近畿大学体育会陸上競技部（以下、本部という）と称する。

(部員)

第2条 本部の部員は近畿大学（以下、本学という）の学生に限る。ここで学生とは大学院院生、学部学生、短期大学部学生および通信教育部学生を指す。

(目的)

第3条 本部は、近畿大学および本部OB会と協力し、近畿大学体育会スポーツ憲章の精神に則り、陸上競技を通してスポーツの振興に寄与することを目的とする。

第2章 機関

(機関)

第4条 本部に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 幹部会
- 3 指導スタッフ会
- 4 学生委員会

(総会の構成)

第5条 総会は全構成員により構成される。

(定期総会・臨時総会)

第6条 総会は必要に応じて部長が招集する。部長は幹部の要請によりその必要を認めた場合は臨時総会を招集することができる。

(総会の権限)

第7条 総会は次の事項を決議する。

- 1 年度予算、収支決算の承認
- 2 部則の決定・改正
- 3 その他の重要事項

(幹部会の構成)

第8条 幹部会は第16条に定める幹部によって構成される。

(幹部会)

第9条 幹部会は必要に応じて監督が招集する。また監督は幹部の要請によりその必要を認めた場合は臨時に幹部会を招集することができる。

(幹部会の権限)

第10条 幹部会は次の事項を行う。

- 1 総会議案の作成
- 2 総会の決議事案の執行
- 3 本部に係る行事の審議・執行
- 4 賞罰に関すること
- 5 その他、本部に関する事業の審議・執行

(指導スタッフ会の構成)

第11条 指導スタッフ会は部長、監督、コーチによって構成される。

(指導スタッフ会)

第12条 指導スタッフ会は必要に応じ監督が招集する。また監督は部長またはコーチの要請によりその必要を認めた場合は臨時に指導スタッフ会を招集することができる。

(指導スタッフ会の権限)

第13条 指導スタッフ会は次の事項を行う。

- 1 本部のスポーツ推薦者枠における種目の配分者数の決定
- 2 選手勧誘活動の情報交換と方向性の決定
- 3 選手のパート間の異動の審議
- 4 その他、本部の指導に関する事項の審議・執行

(学生委員会)

第14条 本部に以下の学生委員会を置く。

- 1 記録管理委員会
- 2 広報委員会

(学生委員会の任務)

第15条 前条に定める学生委員会は以下の任務を果たす。

- 1 記録管理委員会 大会結果の集約・管理、歴代記録の更新・管理、動画・静止画の撮影・管理
- 2 広報委員会 ホームページおよび各種 SNS 媒体の管理・公開

第3章 幹部

(幹部)

第16条 本部に以下にあげる幹部を置く。

- 1 部長
- 2 監督
- 3 コーチ
- 4 アシスタントコーチ
- 5 主将
- 6 副主将
- 7 主務
- 8 会計
- 9 駅伝監督
- 10 駅伝主将
- 11 駅伝主務
- 12 パート長
- 13 パート主務
- 14 ヘッドマネージャー
- 15 記録管理委員長
- 16 広報委員長
- 17 体育会本部役員
- 18 関西学連役員
- 19 外部主務
- 20 その他、部長または監督が必要と認める幹部

(幹部の選出)

第17条 幹部の選出は以下の方法で行う。

- 1 部長は本学より任命される。
- 2 監督およびコーチは部長の推薦により本学より委嘱される。
- 3 アシスタントコーチは部長が委嘱する。
- 4 前条5から18は指導スタッフ会の推薦に基づき幹部会で決定する。

(幹部の任務)

第18条 幹部は以下の任務を果たす。

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 部長 | 本部を総括し、本部を代表する。 |
| 2 監督 | 本部全体の統括・運営の監督指導を行う。 |
| 3 コーチ | 競技および本部の運営を指導する。 |
| 4 アシスタントコーチ | コーチを補佐し競技の技術指導を行う。 |
| 5 主将 | 部員を統括し、本部の学生を代表する。 |
| 6 副主将 | 主将を補佐し、場合に応じ主将の任務を代行する。 |
| 7 主務 | 本部の運営に関わる一般事務を統括する。 |
| 8 会計 | 本部における会計事務を行い、予算案および決算書を作成する。 |
| 9 駅伝監督 | 駅伝においてチームを統括し監督指導を行う。 |
| 10 駅伝主将 | 長距離パートを統括し、駅伝チームを代表する。 |
| 11 駅伝主務 | 長距離パートおよび駅伝に関わる事務を行う。 |
| 12 パート長 | 各パートを統括・代表する。 |
| 13 パート主務 | 主務を補佐し、各パートの一般事務を行う。 |
| 14 ヘッド・マネージャー | 監督・コーチと連携し、マネージャーを統括する。 |
| 15 記録管理委員長 | 記録管理委員会を統括し、その業務を行う。 |
| 16 広報委員長 | 広報委員会を統括し、その業務を行う。 |
| 17 体育会本部役員 | 本学体育会本部の役員としてその業務を行う。 |
| 18 関西学連役員 | 関西学生陸上競技連盟の役員としてその業務を行う。 |
| 19 外部主務 | 主務の業務のうち渉外業務を行う。 |

(幹部の任期)

第19条 幹部の任期は次の通りとする。

- 1 第16条1から3は本学の定めるところによる。
- 2 第16条の4から18は、原則として長距離パートは当該年度の全日本大学駅伝選考会終了時から次年度の同大会までとし、それ以外のパートは当該年度の関西学生対校選手権大会終了時から次年度の同大会までとする。
- 3 第16条の19は部長が定める。

第4章 部籍の異動

(入部資格)

第20条 本部に入部できる者は本部の目的を理解し本部則に同意する者とする。

(入部)

第21条 入部を希望する者は、本部に入部届を提出し、部長および監督の承認を得て許可される。

(休部)

第22条 原則として休部は認めない。ただし傷病等のやむをえない事情がある場合は部長および監督の許可を得て認められる。

(退部)

第23条 部員が退部しようとするときは、本人が部長および監督と面談しその承認を得て認められる。

(競技の引退)

第24条 競技の引退時期は、長距離パートの場合は関西学生対校駅伝競走大会終了時、その他のパートは次のいずれかの大会終了時とする（関西学生陸上競技対校選手権大会、日本学生陸上競技対校選手権大会および関西学生種目別選手権大会）。競技を

引退する場合は所属パートのコーチに相談するものとする。

第5章 行事

(年間行事)

第25条 本部は次の行事を行う。

- 1 新入生歓迎会および総会
- 2 関西学生陸上競技対校選手権大会壮行会
- 3 幹部交代式
- 4 西日本学生陸上競技対校選手権大会壮行会
- 5 日本学生陸上競技対校選手権大会壮行会
- 6 秩父宮賜杯全日本大学駅伝対校選手権大会、出雲全日本大学選抜駅伝および
関西学生対校駅伝競走大会壮行会
- 7 卒部生送別会
- 8 その他、必要な行事

(行事への参加)

第26条 原則として各行事は部員の全員参加とする。ただし正当な理由があり欠席する場合は監督の許可を必要とする。

(正装着用)

第27条 行事には正装を着用する。その服装は季節・気候に応じその都度主務が決定し部員に周知する。

第6章 試合・練習

(選手の選考と試合結果の報告)

第28条 対校戦の選手は各パートのコーチと学生幹部とで決定し監督に推薦する。部員がその他の個人戦(都道府県選手権大会、記録会など)に出場する場合は、各パートのコーチの許可を必要とする。試合に出場した選手は、すべての試合結果を記録管理委員会に報告する。

(試合・応援時の服装)

第29条 いかなる試合においても正式ユニフォームを着用し出場する。また試合会場への移動および応援は統一した服装で行うものとし、その服装は季節・気候に応じその都度主務が決定し部員に周知する。

(応援団長)

第30条 対校戦においては応援団長が応援を計画・指揮する。応援団長は当該対校戦の壮行会で選出する。

(練習への参加義務および練習日・練習時間)

第31条 練習への参加は部員の義務である。練習日・練習時間は各パートにおいて決定する。

(遅刻・欠席)

第32条 練習を遅刻・欠席する場合は事前にパート長に連絡する。

第7章 会計

(収入)

第33条 本部の運営は、部費、臨時費、課外活動育成費、援助費(本学からの臨時費)、OB会援助金、寄付その他の収入によって行う。

(会計年度)

第34条 本部の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(部費)

第35条 本部は部費を徴収する。部費は4月初旬に徴収する。中途入部者は入部時に1年分の部費を支払うものとする。また年度途中で退部した場合、いかなる理由があっても部費を返還しない。部費の額は幹部会において決定する。

(臨時費)

第36条 臨時費徴収は幹部会においてその額、徴収方法を決定する。臨時費を徴収する場合は少なくとも1ヶ月前までに、その理由、徴収額および徴収方法を部員に通知するものとする。

第8章 賞罰

(表彰)

第37条 本部の発展に顕著な貢献をした者を表彰する。表彰の対象となる部員は幹部会において決定する。

(懲罰)

第38条 部員が以下に該当する行為を行った場合、幹部会において審議し懲戒処分を決定する。

- 1 本学ならびに本部の名誉を棄損する行為
- 2 「近畿大学体育会部員心得」に抵触する行為
- 3 本部の秩序を大きく乱す行為、言動
- 4 正当な理由のない練習の欠席
- 5 部費および臨時費の長期滞納
- 6 本則に反する行為

第9章 雑則

(審判資格の取得)

第39条 部員は関西学連が主催する審判講習会に参加し、日本陸上競技連盟の公認審判員資格（B級）を取得する。

(部則の改正)

第40条 本則の改正は総会での議決を必要とする。

付則

この部則は2019年4月2日より施行する。

〈付録〉

近畿大学体育会スポーツ憲章

近畿大学体育会は、アマチュアスポーツの精神に則り、原点を尊重しつつ、アマチュアスポーツの発展に向けた振興と普及を目指す。その目的を実現するために、大学スポーツにおけるアスリートのあるべき姿を規定する「近畿大学体育会スポーツ憲章」を以下のとおり、制定する。

1. 本学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」を理念に、本学の教育目的である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を礎として、近畿大学体育会に所属する学生は、学業と体育会活動の両立に向けて不断の努力をいたします。
2. 競技者たる品位と礼節を重んじ、種々の法令を遵守し、モラルを尊重する姿勢の下に、全ての学生の範となることを目指します。
3. スポーツの競技者たることに感謝し、スポーツ振興の発展と進展に向け寄与する姿勢に尽力します。
4. フェアプレー精神に則り、スポーツマンシップの涵養に努めます。

5. スポーツ活動を通じて地域社会への貢献ならびに連携を務め、さらには世界に向けた国際交流を図りグローバルな視野を養成します。

2016年4月1日制定

近畿大学体育会 部員心得

作成：2016年4月20日

1. コンプライアンス（法令遵守）

- ・未成年者の喫煙、飲酒の禁止
- ・違法な賭博行為の禁止
- ・違法駐車や駐輪の禁止
- ・その他、法令に抵触するような行為を絶対におこなわない

2. 大学生としてのモラルの向上

- ・大学生としての立ち振る舞いおよび言動を心がける
- ・電車等の交通機関において大音量でヘッドフォンを使用しない
- ・電車内で座席を必要とする人には積極的に席を譲る
- ・自転車運転中は携帯電話やヘッドフォンの使用、二人乗り、並行走行などを行わず、安全運転に努める

3. 品位と礼節

- ・ネクタイを緩く締めたり、シャツを大きく開けたり、ズボンを下げて履いたりしない
- ・相手に不快感をあたえるような身だしなみ、服装、態度を慎む
- ・学業品、用具等は大切に扱う
- ・練習場や部室は常に清潔に保ち、整理整頓しておくことを心がける

4. 全般的な心得

- ・1人の不祥事が部全体の活動を停止させ、部員や学生のイメージを悪化させたりすることを各自が深く認識し、毎日を規則正しく生活すること
- ・今日の自分があるのは今まで指導を受けてきた中学校、高校等の先生方の存在のお蔭であり、こうして近畿大学に入学できた背景には何よりも御両親、御家族の支えと御尽力があったことをよく認識し、感謝の心を忘れないこと